

事業所のごみ分別処理について(若狭町)

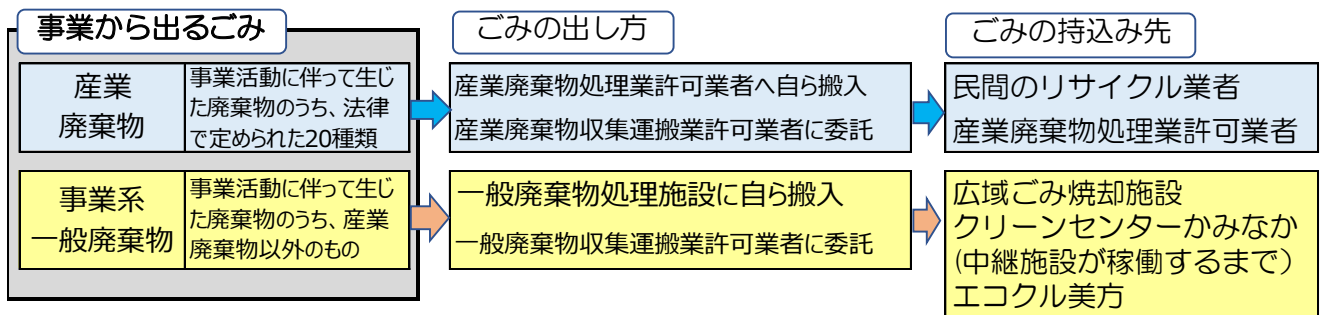
4月からの主な変更について

4月から可燃ごみの広域処理が始まり、可燃ごみの持ち込み先は「広域ごみ焼却施設」(高浜)又は「広域可燃ごみ中継施設」(日笠)になります。ただし、中継施設が令和6年2月に稼働するまで一時的に「クリーンセンターかみなか」(下々中)で積替えし高浜へ搬出します。(広域化によりエコル美方の業務用もえるごみ指定袋は3月末で廃止)
また、不燃ごみと資源ごみの持ち込み先は、三方地域と上中地域が統合し、「エコル美方」となります。

事業所から出るごみについて

事業活動から出るごみは、まず、廃棄物処理法で「産業廃棄物」が20種類定められ、産業廃棄物以外のものが「事業系一般廃棄物」に区分されます。

事業から出るごみの処分方法は、事業系一般廃棄物の場合、町等の施設に搬入するか、又は事業系一般廃棄物の収集運搬業許可業者に委託し処分します。また、産業廃棄物の場合、産業廃棄物処理業許可業者に搬入するか、又は産業廃棄物の収集運搬業許可業者に委託し処分します。この事業から出るごみに関しては、事業者が自らの責任において適正に処理することが廃棄物処理法で定められています。(法第3条)



事業ごみの区分と出し方(持ち込み先)について

	品目	出し方(持ち込み先)	
燃えるごみ	生ごみ、紙や布、草葉、枝等 ※ リサイクル可能な紙やシュレッダー屑は資源ごみへ出す	●クリーンセンターかみなか(中継施設稼働まで) 透明な袋(45ℓ程度)に入れる ●広域ごみ焼却施設(高浜町水明)	
	畳、布団、木製の家具(事務所等) 【注意】産業廃棄物は持込めません	●クリーンセンターかみなか(中継施設稼働まで) ●広域ごみ焼却施設(高浜町水明)	
資源ごみ	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ(小さな紙、菓子箱等)、シュレッダー屑	●エコル美方	
	古着・古布	●エコル美方	
	飲料缶(飲料用アルミ・スチール缶) ペットボトル(飲料用・酒類用・調味料用) びん(飲料用・食品用・化粧品用)	●エコル美方	
	発泡スチロール(きれいなトコ箱、梱包材)・食品トレイ(白色・色付き)	●エコル美方 ●建設業、他工事等から出る発泡スチロールは産業廃棄物許可業者へ	
不燃ごみ	プラスチック類	工場や工事から出るプラスチック等	●産業廃棄物許可業者へ
		事務所、従業員の個人消費のもの → 燃えるごみへ	●クリーンセンターかみなか(中継施設稼働まで) 透明な袋(45ℓ程度)に入れる ●広域ごみ焼却施設(高浜町水明)
	金属類混合物	金属類(一斗缶、缶詰・菓子缶、スプレー缶、ライター、混合物)	●可能な限りリサイクル業者へ持込み ●産業廃棄物許可業者へ
		事務所、従業員の個人消費のもの	●エコル美方へ持込み 多量の場合は協議を必要とします
	陶器 ガラス	食器、花瓶、電球等	●産業廃棄物許可業者へ
		事務所、従業員の個人消費のもの	●エコル美方へ持込み 多量の場合は協議を必要とします
	蛍光灯管(丸形・直型等) 乾電池、ボタン電池、家電のバッテリー等	●エコル美方へ持込み 1日10本以内(年間100本以内) ●工事等から出るものは産業廃棄物許可業者へ	
	家電リサイクル法対象以外の家電(粗大含む)	●産業廃棄物許可業者へ 電池・バッテリーは取り除くこと	

※ 民宿や飲食店から排出されるものは、事務所、従業員の個人消費のものと同等とみなします

令和5年4月3日からの持込み先について

令和4年度の分別区分での持込み期限

■三方地域 エコクル美方 3月30日(木)まで ■上中地域 クリーンセンターかみなか 3月30日(木)まで
小浜市クリーンセンター 3月28日(火)まで

仮設積替え施設（クリーンセンターかみなか）

所在地：若狭町下中 14-2-3
TEL0770-62-1570
受入日時：月曜日～金曜日 9時～13時
第2・4日曜日 9時～13時
（祝祭日、年末年始は休み）
持込車両：2t車以内（1日軽トラ1台相当量まで）



出典 国土地理院ウェブサイト「地理院地図 Vector」を元に加工

持込みできるもの（事業系一般廃棄物）

- 紙、布、草葉、枝、飲食店等の生ごみ、魚のアラ、残飯、
- 従業員の個人消費から生ずるプラスチック、ビニール等
- ※ 45ℓ程度の中身の見える袋に入れて持込んでください
- ※ 造園業に伴い生ずる剪定枝は、持ち込みできません
広域ごみ焼却施設にて持込みできます。

木製の家具・畳・布団：畳・布団 各1日5枚まで

持込む前に予約を入れてください（産業廃棄物は不可）

広域ごみ焼却施設（若狭広域クリーンセンター）

所在地：高浜町水明1
TEL0770-72-6877
受入日時：月曜日～金曜日 9時から16時
第2・4日曜日 9時から16時
祝祭日含む **（年末年始は休み）**
持込車両：2t車以内



出典 国土地理院ウェブサイト「地理院地図 Vector」を元に加工

持込みできるもの…上記仮設積替え施設に記載のもの

- 造園業による剪定枝の持込みが可能。
- 木製の家具・畳・布団：畳・布団は持込む前に予約を入れてください（産業廃棄物は不可）

クリーンセンターかみなか
広域ごみ焼却施設
の木材等持込方法

		クリーンセンターかみなか	広域ごみ焼却施設
丸・角材、剪定枝 太さ10cm未満	長さ1m以内	袋に入れて持込み 入らないものは縛る	持込み可 袋必要なし
	長さ1～2m以内	縛って持込み 1本毎加算料あり	持込み可 1本毎加算料あり
	長さ2～3m以内	×	持込み可 1本毎加算料あり
丸・角材、剪定枝 太さ10～20cm未満	長さ30cm以内	袋に入れて持込み	持込み可 袋必要なし
	50cm四方角	袋に入れて持込み	持込み可 袋必要なし
木板 厚さ5cm未満	長さ2m幅1m以内	持込み可 1枚毎加算料あり	持込み可 1枚毎加算料あり

出典 国土地理院ウェブサイト「地理院地図 Vector」を元に加工

エコクル美方（リサイクルプラザ）

所在地：若狭町向笠 128-13-1
TEL0770-45-2300
受入日時：月曜日～金曜日 8時30分～16時
第2・4日曜日 8時30分～**正午**
（祝祭日、年末年始は休み）
車両：2t車以内（1日軽トラ2台相当量まで）
申請手続：事業者は、事前に持込む不燃ごみ（資源ごみ除く）に関して、役場 三方庁舎（環境安全課）へ申請ください



持込みできるもの（事業系一般廃棄物の不燃ごみ、資源ごみ）

- 従業員の個人消費から生ずる金属製品、陶器、ガラス等
- 古紙、古布・古着、飲料缶、ペットボトル、びん、発泡スチロール、発泡トレイ（白・色）
- 蛍光灯（1日10本まで、年間100本以内）・電池 … 事務所等の蛍光灯・電池を自己交換した場合等

【注意】これらの施設には、建設工事によるもの等、産業廃棄物に該当するものは持込めません。

●持込み手数料について

令和5年4月3日～ 広域ごみ焼却施設（高浜町）
 令和5年4月3日～1月30日(予定) クリーンセンターかみなか（下タ中）
 令和6年2月1日(予定)～ 広域可燃ごみ中継施設（日笠）

区分等		手数料(税別)	加算料(税別)	備考
燃えるごみ	生ごみ、紙・布、草葉、枝、従業員の個人消費から生ずる弁当がら等プラスチック、ビニール等	10kgまで毎に100円	-	クリーンセンターかみなかは中身の見える袋(45ℓ程度)に入れて持込むこと
粗大ごみ	畳・布団・木材等	10kgまで毎に100円	1枚(本)200円	持込む前に電話で予約を入れること 畳・布団1日1回5枚以内
	木製の家具類	10kgまで毎に100円	1個300円	

令和5年4月3日～ エコクル美方（向笠）

区分等		手数料(税別)	加算料(税別)	備考
資源ごみ	古紙・古着・布・ペットボトル・飲料缶・びん・発泡スチロール・食品トレイ(白色・色物)	10kgまで毎に50円	-	資源としてきれいな状態等処理されたものに限る
不燃ごみ	陶器・ガラス・蛍光灯・電池	10kgまで毎に250円	-	蛍光灯1日1回10本以内 (年間100本以内)

【注意】これらの施設には、建設工事等によるもの等、産業廃棄物に該当するものは持込めません。

●口座振替・後納払いについて

施設の持込み手数料の負担方法は、広域ごみ焼却施設と広域可燃ごみ中継施設、及び仮設積替え施設(クリーンセンターかみなか)は、現金払いの他に口座振替の方法があります。口座振替の申し込みは、町（環境安全課 TEL45-9126）へご連絡ください。

また、エコクル美方は、現金払いを基本としますが、後納払い（金融機関から振り込み）を相談の方はエコクル美方（美浜・三方環境衛生組合 TEL45-1215）へご連絡ください。

一般廃棄物 収集運搬業の許可業者

【事業系一般廃棄物】	三方上中環境協同組合（三方地域）	0770-45-0470
	(有)アルミック徳原（若狭町全域）	0770-56-0745
	(有)ニーズ（上中地域）	0770-53-0777
【魚腸骨】	(有)ホクエー産業(若狭町全域)	0778-22-9331
【木くず・草等】	ちきゅう未来(株)（若狭町全域）	0776-52-7000

一般廃棄物 処理業の許可業者

【木くず・草等】	ちきゅう未来(株)	若狭町成願寺 9-9-1	0776-52-7000
【木くず・剪定枝等】	(株)ニューロード	若狭町新道 65-24-1	0770-62-0077

産業廃棄物処理業の許可業者

※ 福井県のホームページにて確認ください。
 ホーム > くらし・環境 > 環境問題・廃棄物対策・リサイクル
 > 一般廃棄物・産業廃棄物 > [福井県産業廃棄物処理業者名簿](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/meibotop.html)
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/meibotop.html>



事業所からでるごみの一般・産廃の簡易分類表

	種類	具体例	事業系一般	産業廃棄物
業種指定なし	①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ		○
	②汚泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出した泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベンナイト汚泥、洗車場汚泥等		○
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、洗浄油、切削油、溶剤等		○
	④廃酸	写真定着液、廃硫酸・塩酸、各種の有機廃酸類等、全ての酸性廃液		○
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、全てのアルカリ性廃液		○
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等固形状・液状の全ての合成高分子系化合物 従業員の個人消費に伴って生ずる弁当がら等のプラスチック製品・発泡製品・ペットボトル等	○	
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		○
	⑧金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等 従業員の個人消費に伴って生ずる飲料用缶、金属製品等	○	
	⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類、レンガくず、陶磁器くず、石膏ボード、製品の製造過程等からのコンクリートくず 従業員の個人消費に伴って生ずるガラスびん	○	
	⑩鉱さい	鉱物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等		○
	⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート・アスファルト破片その他これに類する不要物		○
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの		○
業種指定等あり	⑬紙くず	建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず 上記以外の紙くず	○	
	⑭木くず	建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、木材・木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等 事務所や飲食店等の木製のテーブルや椅子、板切れ等 造園業により生じた剪定枝、梅農家により生じた剪定枝	○ ○ ○	
	⑮繊維くず	建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く)の木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず 衣類その他繊維製品製造業の木綿くず、天然繊維くず等	○ ○	
	⑯動植物性残さ	食料品・医薬品製造業、香料製造業のあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあら等 卸売市場、飲食店、精肉店、小売店等から排出される魚、獣の骨、内臓のアラ、野菜くず、発酵かす等	○ ○	
	⑰動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥の固形状不要物 精肉店、飲食店等の家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	○ ○	
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 ペットのふん尿等	○ ○	
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 ペットの死体等	○ ○	
	⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの			○

ごみは「資源(リサイクル)」、「事業系一般廃棄物」、「産業廃棄物」に分け、適切に処理をお願いします



〈お問合せ先〉 若狭町環境安全課 TEL0770-45-9126